[事案 26-176] 契約解除取消請求

· 平成 27 年 10 月 13 日 裁定不調

<事案の概要>

告知書で告知した以外の手術を受けた事実は無いこと等を理由に、契約解除の無効および手 術給付金の支払を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成26年3月に契約した医療保険について、以下の理由により、告知義務違反による契約 解除は無効であると考えるので、手術給付金を支払ってほしい。

- (1)保険会社から告知書に告知した以外のポリープ手術を受けていると指摘されたが、そのような事実は無い。
- (2) 通院も指摘されたが、これはがん検診キャンペーンの一環として毎年受けているものである。
- (3) 小ポリープがあると指摘されたが、小ポリープは誰でも持っているもので健康上全く問題は無い。
- (4) 告知書の記入に際しては、がん検診を受診している旨を募集人に伝えたが、告知は求められておらず、告知妨害または不告知教唆があった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)疾病予防を目的とした受診であっても、医師による診療・検査・治療を伴うものであれば、 告知が求められる質問項目に該当することは告知書文言(「過去5年以内に、7日以上の期間にわたる医師の診療・検査・治療あるいは7日分以上の投薬をうけたことがありますか。」) 上から明らかである。
- (2) 臨床医学の判断と生命保険引受査定上の医務判断は異なるため、大腸の小ポリープについて医師の診察を受けて指摘された事実があれば、告知事項に該当する。
- (3) 募集人は、申立人から告知すべきか否かについての質問等はなく、募集人による告知妨害 または不告知教唆が行われた事実はない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集人の説明に不適切な 点があったかどうかなど告知時の状況を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取 を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、告知義務違反による契約解除の無効および手術給付金の支払いは認められないが、申立人には、診療・検査歴の不告知が認められるものの、悪質な意図は見られず、個別の事情等を考慮して、本件は和解により解決を図ることが相当であると判断し、業務規程第34条1項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、申立人から和解案を受諾しないとの回答があったため、同規程第38条2項にもとづき、裁定不調として手続を終了した。